

# 倉庫の無届解体問題調査特別委員会記録

開催日時 平成25年6月24日(月) 10:32~10:44

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

井岡 正徳 委員長  
山下 力 副委員長  
大国 正博 委員  
太田 敦 委員  
田中 惟允 委員  
浅川 清仁 委員  
岩田 国夫 委員  
高柳 忠夫 委員  
山本 進章 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 なし

傍聴者 9名

議 事

(1) 調査報告について

<会議の経過>

○井岡委員長 それでは、ただいまより倉庫の無届解体問題調査特別委員会を開会いたします。

本日の傍聴者は7名です。

それでは、協議事項に入ります。

調査報告についてですが、各委員には事前に調査報告書案及び委員長報告案をお届けしておりますが、3名の委員から修正案またはご意見をいただきました。お手元に配付しておりますので、お目通しを願います。

なお、本日委員会が最終の協議の場となります。改めて調査報告書案及び委員長報告案についてご意見がありましたら発言を願います。

○岩田委員 私の意見として、平野クレーン工業株式会社を建設リサイクル法により告発

すべきとの判断には反対する。よって、調査報告書案を次のように修正すべきと考えます。

理由は、悪質な場合に告発するものとして、何が悪質か明確ではないと。国土交通大臣許可の業者であり、知っていないとおかしいということを前提に無届けが悪質だというのは言い過ぎではないか。

そして、修正案は、調査報告書の案、17ページ。委員会の判断は倉庫解体工事の無届けについて、ア、平野クレーン工業株式会社についての第3項目、今回の事案は国土交通大臣許可の建設業者が建設リサイクル法第10条第1項、第13条第1項、建設業法第19条第1項に違反した悪質な事案であり、告発すべきと考えるを削除して、調査報告書案の22ページ。3、委員会としての対応。県に対して次の事項を求めるのアを次のとおり修正すべきと考えます。今回の事案は、国土交通大臣許可の建設業者が建設リサイクル法及び建設業法に違反した事案であり、法令遵守を徹底させるため、関係業者の業務または工事施工の状況について点検し、厳正に対処することに変更し、以下、イの後段につなげ、ウをイとし、順次繰り上げる。

平野クレーン工業株式会社について、地方自治法第100条第9項による告発はやむを得ないが、出席しなかった理由を再度聞くべきではないか。

そしてまた、届出書の提出は県内で大体、過去年間1,300から1,400件あり、業者が届ける場合は発注者の委任状の添付が必要だが、土木事務所のほとんどが解体業者の届け出だけをきょうまで行ってきたことを、これを機会に徹底して、委任状をつけていただく。

不動産取引においても、アスベストの調査を必ず行うというように業界を指導すべきではないかと思っているところであります。

そういうことで、私の意見として申し述べておきます。

ここから大事なところです。歩道の切り下げ工事は通学路等の安全確保の観点からも、すべて必ず現地を確認することが必要だと思います。

昨年9月、建設委員会で山下副委員長が取り上げられ、知事が調査を約束し、12月の建設委員会で調査結果が報告され、委員会として特に意見はなかった。その後すぐに百条委員会を設置することになった。常任委員会で報告され、意見がないのに、なぜすぐ百条委員会をつくったのか。設置は常任委員会で調査をしてからでもよかったのではないか。この特別委員会は何が目的であったのか疑問の残るところである。

上記により、この百条委員会の設置が適切だったのかどうか、地方議会の専門家の意見

も伺いたい。以上です。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

○高柳委員 調査報告書案ですが、そのこのところの悪質であることをより具体的に示すために、次のように修正をしたいと思います。

22 ページです。3 の委員会としての対応、②県に対して次の事項を求めるのアを次のように修正すべきと考えますので、修正案を読ませていただきます。

ア、今回の事案において、平野クレーン工業株式会社は建設リサイクル法第10条第1項、第13条第1項、建設業法第19条第1項に違反するのみならず、解体工事がアスベスト含有建材を使用した大規模な建物を無届けで通園・通学路の安全の確保もされずに行われたものであることなどから、悪質と言わざるを得ず、発注者が国土交通大臣許可の建設業者であることにもかんがみて、本委員会としては建設リサイクル法に基づき、告発すべきものと判断する。よって、建設リサイクル法を所管する部局においては、このことを考慮し、厳しく対処することということで、修正案を出させていただきます。

○井岡委員長 ほかに何かご意見。

○川口委員 私も17日付で意見書を文書で届けておきました。きょうは配られていると思いますから、あえて復唱はいたしません。いずれにしても、私はいろいろな機会に申し述べてきた事柄をまとめた内容です。無届けは悪いと。悪いことはもうわかり切っているわけではありますが、県で調査したそういう経過の上に立てば、この委員会の設置は二番せんじは免れないと申し上げてきたとおりであります。そういうことで、今まで申し上げてきた内容をまとめて、この文書にしておりますので、今、復唱いたしませんけれども、今発言したものとして、この文書を一つ皆さん、とらえていただきたいと、このように思います。加えて、岩田委員から提起のございました意見に私は賛成をいたしておきます。

○井岡委員長 それでは、ほかにございませんか。

なければ、ただいまより調査報告書案についての採決を行いたいと思います。

調査報告書案のうち平野クレーン工業株式会社を建設リサイクル法により告発すべきものとした部分、いわゆる調査報告書案の17ページの下から6段目の項目、22ページの(3)、委員会として対応の②のアの部分に関して自由民主党改革、岩田委員と民主党、高柳委員からそれぞれ修正案が提出されておりますので、個別に採決を行いたいと思います。

まず、自由民主党改革、岩田委員提出の修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立少数であります。

よって、自由民主党改革、岩田委員提出の修正案は否決されました。

次に、民主党、高柳委員の提出の修正案に賛成の方の起立を求めたいと思います。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、民主党、高柳委員の提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決した修正部分を除く原案について採決を行います。

可決した修正部分を除く原案について、原案のとおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、可決した修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

それでは、調査報告書案に可決した修正内容による修正を加えた報告書をもって当委員会の調査報告とします。

また、委員長報告についても、ただいま可決した修正内容による修正を加えるとともに、先ほどいただきましたご意見についても記載することとし、本日開会されます6月定例会の本会議で私から報告させていただきます。

なお、本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載しないことになっておりますけれども、岩田委員、反対討論をされますでしょうか。

○岩田委員 はい、します。

○井岡委員長 では、反対討論はされるということなので、委員長報告に反対意見を記載しないことといたします。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長にご一任願えますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

調査を終了するに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会は、地方自治法第100条の調査権を付与された委員会として昨年12月に設

置され、これまで11回開催されました。この間、証人として10名の方から証言を求め、1名の参考人から意見を聴取しました。また、関係書類の記録の提出を求めるとともに、文書による調査照会を行うなど、付議事件の問題究明に向けて取り組んでまいったところです。

委員各位におかれましては、先ほど調査報告書をまとめていただき、無事任務を果たすことができましたことに厚く御礼申し上げます。

簡単ではございますが、正副委員長のお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これで倉庫の無届解体問題調査特別委員会の調査を終了いたします。ありがとうございました。